

令和2年度事業計画書

1 特定紛争処理事業

国・都道府県及び事業者団体、消費者団体等で受け付けた不動産取引紛争のうち、今後の先例となるべき案件等について、紛争処理委員による調整・仲裁を行う。

2 調査研究事業

(1) 不動産取引紛争の未然防止及び処理に関し、次の調査研究を行う。

- ① 紛争事例、判例に関する調査研究
- ② 紛争事案の処理事例集、判例集等の作成整備に関する調査研究
- ③ 紛争を未然に防止するための方策等に関する調査研究
- ④ 処分事例集の作成整備に関する調査研究
- ⑤ 消費者啓発のための図書の作成整備等の調査研究
- ⑥ 事業者の資質向上のための図書の作成整備等の調査研究

(2) 不動産政策研究会（不動産取引法務研究会、不動産経済分析研究会、海外不動産取引研究会、不動産再生研究会）を開催し、外部の講師を招く等幅広い視点から研究を行う。

(3) 改正民法（債権法）の施行や、民法・不動産登記法の改正等、法制度の見直しに対応するための調査研究を行う。

3 広報助言事業

(1) 不動産取引紛争の未然防止及び適正かつ迅速な処理を推進するため、機構の業務内容、事業等に関する広報、調査研究成果に関する広報を行う。

- ① 機構ホームページにおいて判例検索等のコンテンツの充実を図る。
- ② 機構出版物を関係機関等へ配布する。
- ③ その他広報、情報提供の充実等を図る。

(2) 消費者、事業者、地方公共団体等から寄せられる不動産取引に関する次の諸問題について迅速な回答をすること等、助言及び支援を行う。

- ① 民法、借地借家法その他の民事法規の解釈に関する問題
- ② 宅地建物取引業法の考え方に関する問題
- ③ その他苦情・紛争処理に関し解決を要する問題

4 宅地建物取引士資格試験事業

- (1) 宅地建物取引業法に基づき、都道府県知事の委任を受けて、宅地建物取引士資格試験を次のとおり実施する。

令和2年度試験実施日程(予定)

実施公告	6月 5日 (金)		
インターネット申込受付	7月 1日 (水)	～	7月15日 (水)
郵送申込受付	7月 1日 (水)	～	7月31日 (金)
試験の期日及び時間	10月18日 (日)		午後1時～3時 (ただし、登録講習修了者は、午後1時10分～3時)
合格発表	12月 2日 (水)		

- (2) 試験事務の実施に関しては、都道府県及び協力機関と協力してインターネットを利用した申込者数の拡大に努めるとともに、ホームページの活用等により引き続き情報提供の拡充を図る。

5 宅地建物取引業免許事務等処理システム(宅建システム)管理・運営事業

宅地建物取引業法主管者協議会規約に基づき運営されている宅建システムについて、国及び都道府県から委託された管理・運営業務を適正かつ確実に実施する。

(1) 現行宅建システムの円滑な運用

現行宅建システムについて、主管者協議会の決定に基づき、国及び都道府県における事務処理に支障を来さないよう、適正かつ確実・継続的に運用できるよう所要の措置を講じていく。

(2) 次期宅建システムへの更新に向けての措置

次期宅建システムへの更新(令和5年4月予定)に向けて、主管者協議会の決定に基づき、開発に必要な準備を整えていく。

(3) 宅建業者と宅地建物取引士の統計概要の作成

主管者協議会の「宅建システムに関する取決書」の規定に基づき、令和元年度末における「宅建業者と宅地建物取引士の統計概要」を作成する。

6 出版事業

- (1) 機関誌「RE T I O」の出版
発刊回数は年4回。座談会の開催、最高裁判例解説等で内容の多様化と充実を図る。
- (2) 「不動産売買の手引」、「住宅賃貸借（借家）契約の手引」等の出版
- (3) 「実務叢書 わかりやすい不動産の適正取引」シリーズの企画及び出版
- (4) 最新の法令集、判例集、講演録等、定例の調査研究成果物を出版

7 講演研修事業

不動産取引紛争の未然防止及び処理に関し、次の講演・研修を行う。

- (1) 不動産業者及び行政庁担当者等向けに講演会を年3回開催
- (2) 事業者団体、地方公共団体、消費者団体等の研修会への講師派遣

8 宅地建物取引業法主管者協議会への参画

- (1) 国及び都道府県との共催で宅建業法主管課担当者研修を年2回実施
- (2) 主管者協議会の会議に参加
幹事県会議（前期・後期）
各ブロック会議（全国6ブロック）

9 その他

- (1) 不動産取引関係機関連絡協議会の事務を行う。
- (2) その他本年度の事業に付帯する事業を行う。